

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第61号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（授業料の納付方法） 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）<u>第 8 条第 1 項の規定による認定</u>（以下「<u>授業料等減免対象者の認定</u>」という。）の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、第 1 項に規定する額の納付を猶予するものとする。 4 前項の申請をした者、<u>授業料等減免対象者の認定</u>を受けた後授業料の減免の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があった者又は<u>授業料等減免対象者の認定</u>の効力が停止された者に係る授業料の納付期間その他の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 （入学料の納付方法） 第11条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>授業料等減免対象者の認定</u>の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、入学料の納付を猶予するものとする。 3 〔略〕 （授業料等の不還付） 第14条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする	（授業料の納付方法） 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 3 前項の規定にかかわらず、知事は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）<u>第 4 条第 1 項の認定又は法第 6 条第 1 項に規定する変更認定</u>（以下「<u>認定等</u>」という。）の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、第 1 項に規定する額の納付を猶予するものとする。 4 前項の申請をした者、<u>認定等</u>を受けた後授業料の減免の額に変更（当該額が減額された場合に限る。）があった者又は<u>認定等</u>の効力が停止された者に係る授業料の納付期間その他の授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。 （入学料の納付方法） 第11条 〔略〕 2 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>認定等</u>の申請をした者については、当該申請に対する認定に係る通知の日までの間、入学料の納付を猶予するものとする。 3 〔略〕 （授業料等の不還付） 第14条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、学年の途中で卒業をする

場合における既納の授業料、前 2 条の規定に基づき免除された授業料等並びに法第 8 条第 1 項の規定により減免された授業料及び入学料については、この限りでない。

場合における既納の授業料、前 2 条の規定に基づき免除された授業料等並びに法第 4 条第 1 項の規定により減免された授業料及び入学料については、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。